

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2 - 1. 公共施設し尿収集運搬業務委託等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①公共施設し尿収集運搬業務の委託金額と業務内容の妥当性について【収集業務課】(報告書 P111)</p> <p>公共施設し尿収集運搬業務の委託金額について、委託業者が作成した見積書内訳には、運転手と補助作業員の 2 人分の人件費が積算されている。しかし、下記のとおり、事業効率化のために実際には 1 人で作業している事案が確認された。</p> <p>平成 26 年 4 月 10 日の委託業務にあたって、1 人で作業していた担当者が実際には作業していないにもかかわらず作業完了の報告をした事案が 1 件あった。なお、同事案は、同日中に公共施設の担当者から報告を受けて、翌日に委託業者によって是正されている。</p> <p>見積書に記載のとおり乗車人数が 2 人であったならば、作業相互の監視によって虚偽の完了報告を防ぐことができた可能性が高い。これは、委託業者が業務の効率性を重視して、作業相互の監視による統制を軽視していたためと考えられる。</p> <p>し尿収集運搬業務を安定して運営するためには、市が作業担当者に対して適切に監督し、市の積算どおり 2 人体制により虚偽報告の防止や安全管理を徹底する必要がある。今後のし尿収集運搬業務の安定的な運営のために、委託業者や許可業者に対して作業現場における監督と是正の仕組みを構築するよう、適切に指導されたい。</p>	<p>公共施設し尿収集業務委託について、委託業者が 2 人体制で業務にあたっていることを確認するため、平成 28 年 4 月から、委託業者が市に提出する作業報告書に作業者氏名を記載するよう作業日報の様式を見直した。</p> <p>また、平成 29 年 1 月から、委託業者に対して、廃棄物処理法第 19 条による立ち入り検査（書類検査）を年 1 回実施するとともに、委託箇所の抜き打ちの現場検査を適宜行っている。</p>